

## 令和8年度ツキノワグマ出没対応実施訓練業務仕様書

1 業務名：令和8年度ツキノワグマ出没対応実施訓練業務

2 履行期限：令和8年11月27日まで

3 目的

昨年9月1日に日常生活圏にクマなどの危険鳥獣が侵入した際に銃猟を実施できる緊急銃猟制度が創設された。

本業務では、県内市街地等におけるクマ等出没事案に対し、迅速かつ的確な対応に向けた実施体制の構築のため、「ツキノワグマ等出没対応マニュアル」に基づく実地訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し、今後の出没対応へ反映させることを目的とする。

4 業務内容

(1) ツキノワグマ等出没対応実地訓練の実施

「ツキノワグマ等出没対応マニュアル」に沿った実地訓練を実施する。訓練では、住宅街や民家の庭先へのクマ等の出没といった現実的なシナリオを想定し、一連の流れを再現する。

訓練は県内1か所で実施し、時期は令和8年9月末までを目安とする。参加者は県（鳥獣対策課、地方機関）、市町村、警察（県警本部、警察署）、猟友会等とし、会場地以外の関係者にも幅広く参加を呼びかけることとする。

ア 出没対応訓練実施計画の作成

訓練実施計画には以下の内容を含めるものとする。

- ・実施時期、場所
- ・想定シナリオ
- ・参加者の役割分担
- ・訓練のタイムテーブル
- ・使用機資材
- ・訓練終了後の意見交換会の実施
- ・訓練の記録の作成

イ 会場・機資材の確保及び参加者のとりまとめ

訓練会場、必要機材の確保及び参加者のとりまとめを行うこと。訓練前に関係者と打合せを行い、関係機関に対し訓練シナリオや役割分担等を共有する。

ウ 訓練の実施

上記アの実施計画に従い、クマ等の出没を想定した実地訓練を実施する。訓練時の受託者の主な役割は、司会進行、写真等の記録、議事録の作成とし、詳細は委託者と協議のうえ決定する。訓練終了後には、参加者による意見交換会を開催し、訓練に参加した関係機関の役割遂行における課題や改善点を整理する。訓練に必要な資機材は、原則受託者が準備することとするが、委託者が所有するものについては、受託者に貸与する。

## (2) 報告書の作成

受託者は本業務の結果について報告書を作成し、(1)の結果報告及び過程で明らかになった課題・改善点やマニュアルの改善点を整理した内容を整理し、反映すること。

## 5 成果品

本業務完了後、以下の①～④を含む成果物を委託者に提出すること。

### ・報告書 1部 (電子媒体を含む)

- ① 研修運営関係書類 (募集要領、募集チラシ、申込書等)
- ② 研修配布資料
- ③ 研修実施記録 (研修の実施状況がわかる写真等)
- ④ 受講生アンケート調査のとりまとめ結果

## 6 成果品の取り扱い

本業務の成果に係る一切の権利は委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他者に公開してはならない。

## 7 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。